規　則

○国家公安委員会規則第八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年七月五日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項の上欄中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設」に改める。

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

告　示

○法務省告示第二百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社香取ベンダーテクニカル	千葉県旭市秋田千六百四十五番地の一	鉄工
有限会社ヘルツ	長野県岡谷市大栄町一丁目十六番三十六号	機械加工

平成二十五年七月五日

○法務省告示第二百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

やすだファーム	茨城県古河市釈迦十九番地	耕種農業
株式会社マルカイ	静岡県静岡市駿河区用宗五丁目二十番二十号	加熱性水産加工食品製造業
ツジカワ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目二番十九号	円筒研磨作業

平成二十五年七月五日

○法務省告示第二百四十六号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第一号の表中「社団法人日本会」を「公益社団法人日本会」に改める。

○法務省告示第二百四十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月五日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称

一般社団法人日本流通自主管理協会

変更前の住所

東京都千代田区九段北一丁目十番九号九段ヴィガス一階

変更後の住所

東京都千代田区神田神保町三丁目二番地四田村ビル四階

変更年月日

平成二十五年四月二十六日

○厚生労働省告示第二百三十五号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項の介護労働安定センターである財団法人介護労働安定センターから、平成二十五年四月一日をもってその名称を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成四年労働省告示第六十一号（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき、同法第十七条各号に掲げる業務を行う法人を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「財団法人　介護労働安定センター」を「公益財団法人　介護労働安定センター」に改める。

○国土交通省告示第六百九十二号

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十四条の八の規定により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から実務修習機関の担当役員の変更の届出があったので、同法第十四条の二十一第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

担当役員の氏名の変更

変更前　新藤　延昭、磯尾　隆光、臼杵　克久、松永　明

変更後　玉那覇兼雄、奥田かつ枝

変更年月日　平成二十五年六月十四日

○国土交通省告示第六百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第4回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十一年九月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県佐倉市寺崎字仲反町、字反町、字広埜、字木崎及び字坂ノ下並びに六崎字磯部の各一部

四　土地区画整理事業の名称　佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成十一年九月二十一日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日

平成二十五年七月五日

○防衛省告示第百二十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月五日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年七月二十五日から同年九月十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域

北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒